

## 子どもの権利推進委員会の位置づけ及び進め方について

### 1 位置づけと役割

- 子どもの権利推進委員会は、新潟市子ども条例第 19 条に基づき設置され、新潟市における子どもに関わる施策を、子どもの権利の保障の観点から調査、審議する機関。
- 市長の諮問を受けたとき、または必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策、子どもの権利保障の状況などについて、調査及び審議することができる。
- 調査・審議した結果は、市長に答申しなければならない。

### 2 組織・構成

- 組織：15 人以内
- 構成：人権、福祉、教育等の子どもに関する分野において学識経験のある者、子どもを含む市民、その他市長が必要と認める者

### 3 主な審議事項等（現時点での想定）

- (1) 新潟市子どもの権利推進計画（仮称）策定に係る調査・審議
- (2) 子どもの意見表明の機会の確保、社会参画の促進に関する検討
- (3) 国の動向等を踏まえた子どもの権利擁護に関する検討

### 4 進め方（予定）

項目	R4.4	5	6	7	8	9	10	11	12	R5.1	2	3	
周知・啓発		子どもの権利週間		子どもへの周知（学校連携）		●子ども向けアンケート		子どもの権利月間			●認知状況アンケート		
子どもの権利推進委員会				●第1回委員会			●第2回委員会		●第3回委員会		●第4回委員会		
				子どもの権利推進計画（仮称）の策定									

※随時委員と事務局が意見調整を図りながら計画策定作業を進める